

# 監査報告書

令和1年5月10日

学校法人 埼玉県理容美容専門学校

理事会 御中

評議員会 御中

私たち監事は、私立学校法第37条第3項及び学校法人埼玉県理容美容専門学校  
寄付行為第14条の規定に基づき、同学校法人の平成30年度（平成30年4月1  
日から平成31年3月31日まで）における計算書類（資金収支計算書、事業活動  
収支決算書、貸借対照表並びに附属明細表）及び業務の執行状況について監査を行  
いました。

その結果、上記の計算書類は学校法人会計基準に準拠しており、学校法人埼玉県  
理容美容専門学校の平成31年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了す  
る会計年度の経営状況を適正に表示しているものと認めました。併せて業務執行状  
況に関する不正の行為または法令もしくは寄附行為に違反する事実のないことを確  
認いたしました。

学校法人 埼玉県理容美容専門学校

監事

齋藤 一郎



監事

慶野 好三

